

公益財団法人神奈川県福利協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人神奈川県福利協会（英文名 The Kanagawa Welfare Association [略称 KWA]）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、神奈川県内において障害者の支援、高齢者の福祉の増進、児童又は青少年の健全な育成等福祉に係る非営利の法人活動の促進と充実を図り、もって県内における社会福祉の向上と民間公益活動の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 社会福祉に係る非営利法人の退職共済事業
- (2) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業を行う。

- (1) 損害保険代理店事業
- (2) その他公益目的事業を推進するために必要な事業

3 前2項の事業は、神奈川県において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種類)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会において定めた財産とする。

3 基本財産以外の財産をその他の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 この法人の基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を経て、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によるものとする。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会において

定める。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、理事会に諮った上で、その他の財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。)第22条の定めるところにより、毎事業年度開始の日の前日までに神奈川県知事に提出し、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類については会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年法務省令第28号)第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の各号に掲げる書類を公益認定法第22条の定めるところにより、毎事業年度終了後3ヶ月以内に神奈川県知事に提出し、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 この法人は、第2項の定時評議員会の終結後遅滞なく、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第199条において準用する第128条第1項の定めるところにより、貸借対照表及び正味財産増減計算書を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第13条 この法人に評議員13名以上15名以内を置く。

(選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学
共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務
省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法
律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事を兼ねることができない。

4 評議員に異動があったときは、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を神奈川県知事に
届け出なければならない。

（権限）

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第19条に規定する事項について決議する。

（任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時
評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の
任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した
後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第17条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に
定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により定める。

第2節 評議員会

（構成）

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 定款の変更
- (5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第 20 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 1 回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 21 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 22 条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 23 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中からその都度互選する。

(定足数)

第 24 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 25 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。ただし、第 2 号の定款の変更の決議のうち、第 3 条に規定する目的及び第 4 条に規定する事業並びに第 14 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法についての決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わな

なければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 30 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 26 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 27 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから議長が指名した議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規程)

第 29 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

第 5 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(役員等の設置)

第 30 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 11 名以上 13 名以内

(2) 監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、この理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

3 理事長を除く理事のうち 1 名を常務理事とすることができるものとし、この常務理事をもって一般社団・財団法人法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(選任等)

第 31 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、常務理事及び委員会を構成する理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 監事は、この法人の理事及び評議員並びに使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうちには、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすること。
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要あるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (7) 評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、その事項について必要な説明をすること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第 34 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表、正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(任期)

第 35 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に辞任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 30 条第 1 項で定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは再任されたものとみなす。

(解任)

第 36 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行うものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(報酬等)

第 37 条 理事及び監事には、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により定める。
- 4 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。
(責任の免除及び限定)

第38条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条において準用する第111条第1項の理事、監事又は会計監査人の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員及び会計監査人との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第2節 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、法令及びこの定款に定めるところにより、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第41条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、事業年度毎に原則として、5月又は6月及び3月の2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第33条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

3 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が、理事会を招集する。

4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の5日前までに、通知しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事がこれに当たる。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第45条 理事会の決議は、この定款で定めるものを除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第47条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第32条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

第49条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか理事会において定める理事会運営規程による。

第6章 評議員及び役員欠格事由等

(評議員の欠格事由)

第50条 次に掲げる者は、この法人の評議員となることができない。

- (1) 一般社団・財団法人法第 173 条第 1 項において準用する同法第 65 条第 1 項各号に掲げられた者
- (2) 一般社団・財団法人法第 173 条第 1 項において準用する同法第 65 条第 1 項第 3 号に該当する罪刑又は第 4 号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益認定法第 6 条第 1 号に該当する者
- (4) 公益認定法第 6 条第 1 号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(評議員の地位の喪失)

第 51 条 この法人の評議員は、前条各号に該当するに至ったとき、自動的にこの法人の評議員としての地位を喪失する。

(役員欠格事由)

第 52 条 次に掲げる者は、この法人の理事又は監事となることができない。

- (1) 一般社団・財団法人法第 177 条において準用する同法第 65 条第 1 項各号に掲げられた者
- (2) 一般社団・財団法人法第 177 条において準用する同法第 65 条第 1 項第 3 号に該当する罪刑又は第 4 号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益認定法第 6 条第 1 号に該当する者
- (4) 公益認定法第 6 条第 1 号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員地位の喪失)

第 53 条 この法人の役員は、前条各号に該当するに至ったとき、自動的にこの法人の理事又は監事としての地位を喪失する。

第 7 章 顧問

(顧問)

第 54 条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任し、また解任する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、評議員会が定めるところによりその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第 55 条 顧問は、理事会又は理事長の諮問に答え、理事会又は理事長に対して参考意見を述べることができる。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 56 条 この法人の事業を推進するために、理事会は、その決議により次の委員会を設置する

ことができる。

- (1) 運営委員会
- (2) 資産運用委員会
- (3) その他理事会が必要と認めた委員会

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第9章 事務局

(事務局)

第57条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、定める。

第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第58条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。ただし、第61条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。
- 3 公益認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、神奈川県知事の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第59条 この法人は、公益認定法第11条第1項の変更の認定の申請又は同法第25条第1項の認可の申請をする場合を除き、評議員会の決議によって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(解散)

第60条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第61条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 62 条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 11 章 公告

(公告)

第 63 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 12 章 補則

(委任)

第 64 条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は、堀澤 久雄とする。

4 この法人の最初の会計監査人は、高野 伊久男とする。

5 (令和 3 年 7 月 2 日)

定款第 2 条の変更については、評議員会の決議があった日より施行する。